



「見附市若手企業人育成事業補助金」のご案内

市内事業所の若手従業員の人材育成を図るため、展示会等に若手従業員を参加させる市内事業所に対して、経費の一部を補助します。

1. 対象者

- (1) 人材育成に資することが認められる展示会に若手従業員（35 歳以下）を参加させる市内事業所
- (2) 本市の法人市民税及び固定資産税を滞納していない事業所

2. 補助対象経費

若手従業員が展示会に参加する出張費及び展示会の入場料

※市内事業者が自ら開催し、又は出展するものは対象外です

※出張費は、「見附市職員等の旅費に関する条例」に規定する旅費に準じた額とします

3. 補助額

補助対象経費の **2/3**（千円未満切り捨て） 1 人当たり**上限 5 万円**

※1 つの展示会につき 1 事業者 3 人まで

4. 申請期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から ※予算がなくなり次第終了します。

5. 申請に必要な書類

- ① 見附市若手企業人育成事業補助金交付申請書
- ② 展示会の概要（開催期間、開催地及び展示会の趣旨内容）が確認できる資料
- ③ 趣意書（展示会への参加が人材育成に資することを説明した文書）
- ④ 補助対象経費内訳書

6. 補助金交付までの流れ

- ① 「見附市若手企業人育成事業補助金交付申請書」を提出してください
- ② 申請書の内容を審査し、補助金交付決定通知書を送付します
- ③ 展示会の終了後、実績報告書を提出してください（提出期限：令和 8 年 3 月 31 日まで）
- ④ 報告書の内容を確認し、補助金を交付します

<お問い合わせ／申請先>

担当：〒954-8686 見附市昭和町 2-1-1 見附市 地域経済課 商工労働係

電話：0258-62-1700（内線：231） MAIL：chiikikeizai@city.mitsuke.niigata.jp